アプルスこどもクラブ規約

（名称・所在地）
第１条　アプルスこどもクラブ（以下、本クラブとする）は事務局を　山形市南二番町 ８－３　ＮＰＯ法人アプルス内に置きます。
（目　的）
第２条　本クラブは小学校の放課後に児童が安心して生活できる場所を提供し、いろいろな活動を行い、心身ともに健やかに成長できるよう手助けしていくことを目的とします。
（内　容）
第３条　本クラブは前条の目的を達成するため次の活動を行います。
１．スポーツ活動　　２．文化学習活動　　３．奉仕活動
４．その他、本クラブの目的達成のために必要な活動
（会員資格）
第４条（１）本クラブ員は第２条の趣旨に賛同し、保護者の同意を得た児童とします。
（２）本クラブ員の保護者は、児童の安心・安全のため、職員と情報を交換・共有し、児童のより良い成長のために共に考え、ご協力いただける方とします。
（入　会）
第５条　本クラブに入会を希望する者は所定の申込書により手続きを行い、定める会費等の費用を納入しなければなりません。
（退　会）
第６条（１）本クラブを途中で退会するときは、退会する月の前月末までに申し出なければなりません。入会金の返金はできません。
（２）以下に該当する場合には、保護者に事前に通知のうえ、退会いただくことがあります。
１．お子さんが本クラブにおける集団生活に適さないと判断したとき
２．保育料を特別な理由なく滞納し続けたとき
３．その他、本クラブが必要と認めたとき
（保　険）
第７条（１）本クラブで活動中に傷害を受けたときは、当会で加入している傷害保険給付規定範囲内で保障します。病気は対象となりません。また、別途治療費などの支給は行いません。
（２）どのようなスポーツ・遊びであれ常に多少の危険を伴っており、例えルールを守って活動していても、不可避的に起きてしまう事故は必ずあります。本クラブはこのような前提に立ち、本クラブの管理活動中に起きたケガや事故について､明らかに本クラブの故意または重過失によるものである場合を除き、損害賠償責任を負いません。
（会　計）
第８条　本クラブの会計は会費、その他の収入をもって充てることとします。
（会計年度）
第９条　会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日までとします。
（運　営）
第１０条　運営はＮＰＯ法人アプルスが行い、保護者が協力するものとします。
（肖像権）
第１１条（１）本クラブの活動における肖像権については本クラブに帰属するものとします。
（２）活動中に撮影した写真及び動画は、当会の広報又は活動の記録のために、特に必要と判断した場合を除いて事前の断りなく使用します。
（個人情報の取扱）
第１２条　入会手続きなどで得た個人情報は、本クラブの運営を円滑に行うためにのみ使用します。
（細　則）
第１３条　本クラブ運営に必要な事項は細則で定めます。
（付　則）　この規則は、本クラブが運営された日から施行します。

（改　正）　2011 年 12 月 1 日　2012 年 2 月 1 日　2013 年 11 月 1 日　2016 年 4 月 1 日
2016 年 12 月 1 日　2017 年 12 月 1 日　2024 年 12 月 1 日　2027 年 4 月 1 日